

軽度者に対する福祉用具貸与の例外給付の申請手続き 判断の流れ

①利用者の状態を確認する。

ケアプラン作成担当者は、福祉用具を使用することで利用者の自立支援につながると考えられるか判断し、利用者が表1に定める状態像に該当するか確認します。

○確認方法：表1 ア(2)、オ(3)以外…認定時の基本調査の結果を確認
表1 ア(2)、オ(3)…基本調査に該当項目が無い場合、適切なケアマネジメントにより確認

該当しない場合

②医学的所見の確認

次のいずれかの方法により医師に医学的な所見を求め、表2に定める状態像に該当するか確認します。

- (1) 主治医意見書の記載（表2に該当する記載がある場合利用可）
- (2) 書面による意見照会（様式2を利用）
- (3) 医師からの聴取（サービス担当者会議の要点等に医師名及び内容を記載）

該当する場合

③サービス担当者会議等における検討

サービス担当者会議等を通じた適切なケアマネジメントにより、上記の福祉用具の貸与が特に必要な理由を、介護予防支援経過記録又はサービス担当者会議の要点に記載してください。

④必要書類の提出

津野町へ軽度者に対する福祉用具貸与の例外給付の確認申請書（様式1）と併せて以下の書類を提出してください。

- ・ 介護予防支援経過記録又はサービス担当者会議の要点
- ・ 介護予防サービス・支援計画表又は居宅サービス計画書
- ・ 医学的な所見の確認書類（②を行った場合）

提出書類の審査及びケアプラン作成担当者への聞き取り後、
確認結果をケアプラン作成担当者へ文書で通知します。

※以下の場合には再度手順①から確認が必要です。

- ・ 要介護（要支援）認定の更新・区分変更を行った場合
- ・ 例外給付の対象品目の内容に変更があった場合